きたうら

第64号
発行所　北浦村役場
北浦村大字山田
発行人
北浦村長　高柳庄次郎

北浦中学校体育館講堂 内部施設寄付金—決算報告

昭和三十六年十二月より北浦村全村民各位に御願い致しました頭記寄付金につきましては、各位の絶大なる御後援により、今般募金を完了、頭初の目的を達成致しましたことを、ここに決算の報告を以て御通知申し上げます。

顧れば、統合中学創始以来、校舎の建設、内部施設の充実、教育環境の整備等々につき常に村民各位の終始渝らざる深き御理解と陰陽不断の御後援により、今日ここに晁る県下に誇る輪奐の威容と、それに相応しき完備せる施設を整うるを得たるは、これ偏に各位の熱烈たる郷土愛と、本北浦村伝統の教育精神の発露の然らしめたるものと深く感銘、今後の北浦教育の発展の為め猶一層の奮励を期するものであります。

茲に謹しんで全村民各位に深甚なる謝意を表明し、今後の御鞭撻御高援を願致します。

昭和三十八年十一月二十日

北浦村立中学校PTA
会長　綱賀　隆
北浦村立北浦中学校
校長　赤塚　政雄

決算報告

《寄附金収支計算書》

一金	1,915,677円	収入総額
一金	1,870,44,円	支出総額
一金	45,237円	差引残金

▼内訳

（1）収入の部

《寄附金》　1,911,125円　部落別明細

山田	266,300	両宿	109,800
繁昌	188,650	次木	75,000
吉川	107,700	小貫	256,000
中根	93,500	行戸	184,000
成田	41,000	小幡	196,300
長野江	61,500	北高岡	38,775
三和	127,200	南高岡	73,400
内宿	92,000		

《利子》　4,552円

（2）支出の部

《施設費》　1,870,440円

560,000	折タタミ椅子 800ケ700
700,000	暗幕及舞台装置一式
48,000	スリッパー 500足
28,500	衡立黒板及掲示板
182,800	放送施設一式
15,000	放送設備格納庫
210,000	折タタミ椅子 300ケ
20,000	コンクリート渡廊下
6,140	防球ネット
70,000	折タタミ椅子 100ケ
30,000	長机10ケ 3,000

※備考　差引残金45,237円は寄贈の予定されているピアノの台として15,000円を支出し、尚残額の30,237円は屋内体育館の内部施設の諸修理代に当てることに致しております。

低かった投票率

第三十回衆議院議員総選挙および最高裁判所裁判官国民審査の投票は去る二十一日、全国一斉に行なわれた。今回の総選挙に対する有権者の関心は薄く、次のような投票率でした。

全国、七二・〇%
本県、七〇・二八%
本郡、七一・六三%
本村、六九・五四%

又本村の八カ所の投票所別の成績は、

繁昌、七二・一%
山田、七二・九%
南高岡、七三・三%
小幡、六五・七%
行戸、六七・七%
小貫、六〇・二%
両宿、七一・四%
三和、七三・一%

尚選挙当日の有権者は男三二八九人、女三七一六人、計七〇〇五人でした。

郵便局よりお知らせ

現金送金用に使用する現金書留用封筒が新しい規格で発売になりましたので、今後現金書留をご利用になる方は、現金書留用封筒のうら側にはってある紙片（現金書留郵便物配達証）にも受取人の住所氏名をご記入のうえお出下さるようお願いします。

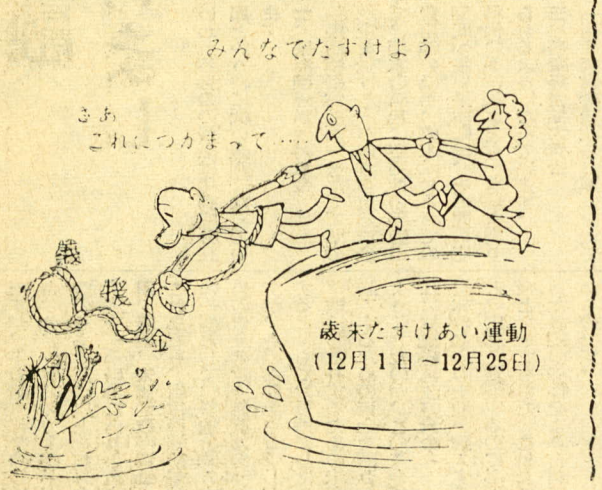

本村の人口

男	5,843
女	6,295
計	12,138
世帯数	2,224

共済組合だより

麦共済金の支払について

昭和三十八年産大小麦の損害評価高が漸やく決定になり、近く共済金支払の運びになりました。本年産麦の作柄については、例年にない寒、干害と成熟途上における異常気象に禍いされ、非常な減収で農家の蒙った損害は容易なものではありませんでした。

それで共済組合では各部落評価員から提出された損害評価野帳を基礎に、損害評価会委員の慎重なる抜取調査に依り部落間の調整を計り、適正と認められる共済減収量の合計を組合当初評価高として県へ提出したわけでありますが、県連会合に於ても一定基準による実測調査の方法により、各組合間の調整を計る等各種の段階を経て被害数量が算定され、やがて農林省の最終決定を見るわけであるが、それが漸やく十月末に発表になりそれに基づく保険金が十二月中に交付される見込であります。組合では前記保険金受領次第によって計上してある「支払備金」を加えこれを共済金」として精算し、各地区農協を経て各組合員に支払われます。この際、掛金未納のある方はそれだけ控除されますが、何れにしても農協振込後、支払精算書が各評価員を通じて皆様のお手許へ届けられますから、それに依ってすべてを御了承願います。

昭和38年産麦共済金支払明細

受取保険金　二、五八六、九四二円
組合支払備金　一、六九、二九六円
支払共済金計二、七五六、二三八円

地区別支払額

津澄	五九一、九六〇円
要	一、一三〇、四〇〇円
武田	一、〇三三、八七八円

備考

昭和三十八年産麦支払保険料　四、六三、七五七円
同　支払賦課金　七一、八四九円
計　五三六、六〇六円

農地相談室

◎農業調停とはどんなものかその申立の方法は

【問】私が耕作している畑と、隣の畑の境界について争いが起ったので、農業委員会に調停をたのみました。農業委員会でもいろいろ調査をして調停してくれましたが相手方（隣地の耕作者）はどうしても話合いに応ぜず、とうとう物分れになりました。農業委員会はもう裁判所に農事調停でも頼むよりほかないといっています。農事調停とはどんなものか、その申立の方法を教えて下さい。

【答】農事調停は、民事調停法に定められており、農地または農業経営に附随する土地、建物その他の農業資産の貸借、その他利用関係の紛争を調停する制度です。農事調停はその紛争の目的である農地等の所在地を管轄する地方裁判所（当事者が合意の上で定めるときは簡易裁判所）がうけもちます。そして、調停は原則として調停委員会（裁判官一名、民間から選任された調停委員二名以上で構成）が行いますが、県の小作主事も出席して、いろいろ意見を申述べることになっています。

農事調停は、裁判のような強制的な解決手段ではなく、あくまで話合いによって、条理にかない実情に即した解決を図ることを目的とする制度ですが、いったん話合いがつき、これを調書に記載すれば判決と同じような効果を持つことになっています。しかもその手続は簡単で形式ばらずに、また費用もあまりかからず、比較的短期間で解決を見るという長所があります。つぎに、申立の方法について簡単に申しますと、申立は書面でもまた口頭でもすることができます。そして申立では調停申立の趣旨および紛争の要点を明らかにし証拠書類がある場合にはそれをつけて出すことになっています。申立手数料は調停してもらう物の価格によってきまりますが、大体五万円の物について三〇〇円、一〇万円の物について六〇〇円程度です。

◎境界を侵して耕作され困っているが

【問】七年前に現在の農地を買い、最近その一部を売却するために、公認測量士に依頼し、全耕地を実測しました。ところが、いわゆる縄のびがでたため、地続きの農地の所有者甲は、新しく境界の訂正を主張して譲らず、境界を侵害して耕作を始めました。もし、甲の主張を認めると登記所の地図と非常に相違してきます。こんな場合どうすればよいでしょうか。

【答】土地台帳または登記簿の土地面積は、必ずしも実際の面積と一致しませんので、縄のびがあったからといって直ちに従前の境界が間違っているということはできません。したがって、土地の境界が正しいかどうかを判断する場合は、農地を取得した売買契約等において境界がどのように取決められたかが問題になります。また、係争地が甲の所有する一筆の土地の一部を買ったもので、実面積が契約できめた面積より多いため、甲が売主として境界の変更を要求しているのであれば、原則としてこのような要求をすることができません。ただ、面積の違いが非常に大きく、法律行為の要素に錯誤があったと認められるときは、売買契約が無効になることも考えられます。（民法九五条）

このような決め手になる証拠のない場合でも、二十年間（その占有の始め善意にして、かつ、過失のなかったときは十年間）所有の意思をもって平穏で、かつ、公然と他人の物を占有した者はその所有権を取得することになっています（民法一六二条）。（注）この場合、あなたにこの土地を譲渡した者が、この規定に該当する占有をしていれば、あなたの占有期間に前主の占有期間を合算して主張できます（民法一八七条）。なお、紛争を解決するには、地元の農業委員会や県の小作主事にくわしい事情を述べて相談するとか、あるいは裁判所に農事調停の申立を行い調停してもらうことが考えられます。

◎土地所有権の時効取得とは

【問】他人の土地を自分の所有にする目的をもって十年間占有すれば、所有権の取得ができると聞いておりますが、本当でしょうか。

【答】たとえ事実の権利関係に反していても一定の事実関係が永続すると、社会はこれを正当なものと信頼し、それを基礎として種々の法律関係が築き上げられます。したがって、後日これを覆えして正当な権利関係に引き戻すことは、その上に築き上げられた社会関係をことごとく覆滅することになってしまいます。そこで、社会の法律関係の安定のために、一定の期間継続した事実状態はそのまま法律関係として認めようということで、時効取得の制度が民法にあるです。

普通の場合は二十年（占有を開始するに当ってその所有権が自分に属すると信じ、そう信じたことについて過失がない場合は十年）、他人の物を平穏かつ公然と自分のために占有していた者は、時効により所有権を取得することになります（民法一六二条）

農地についても、もちろんこの時効取得は考えられます。農地を占有していて公然でないということは一般には考えられませんが、平穏かどうかの点については問題になる場合が多いようです。前述の時効取得が認められている趣旨からして、長い間相手方と占有者との間に紛争があり、暴力沙汰になったりしている場合は平穏とはいえませんが、相手方がただ口頭で一、二回返還を申しいれたりしたぐらいでは平穏性が害されたとはいえません。

しかし、たとえ平穏かつ公然と占有されていても、真実の権利者が返還を請求（ただし裁判外でたんに口頭や文書で催告した場合は六カ月内に裁判上の請求をする必要があります）したり、占有している農地が差押や仮処分されたりして、権利者によって真実の権利が主張された場合とか、占有者によって真実の権利が承認されたり、占有を失ったりして、時効の基礎となっていた事実状態の継続が破れた場合には、時効は、そこで中絶することになります。

工業統計調査の実施

昭和38年12月31日現在で

工業統計調査は、わが国の製造業に属するすべての事業所を調査するもので、いわゆる製造業に関する国勢調査というべきものです。その目的とするところは、製造事業所に対してその生産のために使用された原料や経費、又製品や種類等について調査して、製造業の実態を細部にわたって把握して、こんごの製造業のために、基本となる資料を作成して、提供しようとするものであります。

この資料は又国や県や市町村のこんごの行政を進めるために大切な基礎資料としての役割をも、もっています。本年の調査は、例年と若干相違しており、国際連合より勧告を受けた趣旨を充分に尊重し、一九六二年世界鉱工業センサスに参加協力をすることになり、調査事項も多くなりましたが、このため国際比較が可能となり非常に便利になります。また、小零細規模の事業所については、その、実態に即した調査を効果と能率よく行なうとともに、中小企業施策を樹立するために、又民間企業の実務上の参考資料として、あるいは学者、有識者の研究資料として広く利用されることになります。

このように重要な意義をもった調査ですから、調査内容の正確性、および公表迅速性が要求されますそのために、各該当する製造業の事業所の方々の御協力をお願いします。

この調査は通商産業大臣の指揮監督を受けて県知事が行なうものです、県知事は工業統計調査員を任命するわけですが、町村長の内申した者を任命します。

本村の調査員は小幡、高柳功氏が内申されましたので、よろしく御協力下さるよう願います、また、この調査票は、徴税その他申告者（各事業所）に利害関係を生ずるような目的には使用されません。

役場事務の御用納め

今年もいよいよ残り少なくなり、何かと忙がしい毎日です。役場の事務も二十八日（土曜日）をもって御用納めになりますから、なるべく二十七日までにご用をすませて下さい。二十八日は庁舎の大掃除などで混雑します。また、戸籍関係（印鑑証明）事務は続けております。

北浦短歌会詠草

◆短歌・俳句募集◆

短歌「雪」
俳句「福寿草」
俳諧「当季又は無季」
各三首、三句、三章宛
○用紙　はがき
○〆切　十二月二十日限り
○宛先　北浦村役場広報係

北浦短歌会詠草

（十一月十日北浦村役場にて）

兼題（当季雑詠）採点順

麦まきて疲れし妻の臥床より
今宵しきりに霜降にほふ　門井白志

霜に添はぬ幾人かあり学びやを建つる会議はて去りゆく議場　西谷佳水

灯のともる街につづきて刈り田ありひろびろとして夕もやの立つ　島振介

茶の花に秋陽閑かにやわらぐふる里の道は人の恋しき　井川千代

帆曳き舟次々現れて並びたるならい吹く湖藍いよ濃し　高橋満天星

水尾（みを）曳きて走る舟あり湖をめぐれる山の紅葉そめたり　高柳唯子

柿（席題）

柿の実の深まる秋に色増せり地もや溶けゆく山添えの里　西谷佳水

色あかき柿のつぶら実それぞれに片明りして雨のしたたる　島振介

甘柿をむく保母かとみ幼子等小さく膝を並べ待ちたり　河野白帆

ゆたかなる柿あかあかと陽に映えて秋深みゆく湖岸の村　井川千代

籠負ひて柿を買ひてかって来し亡母の生家はことより近し　門井白志

ふるさとの香をなつかしみ送り来し岳が手づくりの乾柿を解く　高柳唯子

戸締りする手で火の元注意
火の用心
たしかに消したかもう一度
火の用心

農林漁業関係金融制度のあらまし

今回は農林漁業金融公庫資金のうちの農林漁業経営構造改善資金について述べてみます。

農林漁業経営は、その規模が他の産業にくらべて小さく、そのため同じ労働時間によって得られる生産額はきわめて少ないし、所得も低いのが現状です。これは、もちろん生産物の性質からくる制約もあるのですが、経営規模をもっと合理的な規模に拡大してゆくとともに、近代的な設備をどんどんとりいれて、いわゆる構造の改善を進めていく以外に所得の向上をもたらす方法はないのです。

そのためには、技術的な問題もありますが、何よりも先立つのは資金です。三十六年度から農協が貸出すこととなった農業近代化資金は、この目的を達成するために設けられたものなのですが、そのうちでも国として特に育てていくことが必要だと考えるものに、もっと借り易い条件を適用することとするとともに、林業や漁業にも範囲をひろげることとして、昭和三十八年度からはじめたのが「農林漁業経営構造改善資金融通制度」です。これは農業近代化資金と違って、農林漁業金融公庫から資金が出ることとなっており、金利や返済期間は今までにない有利なものです。ただ国が特に育てたいという経営を対象にしますから、この資金を使って、どういう経営にするのか、それによってどの位所得がふえることになるのかというような計画をそれぞれ作ってもらって、振興事務所を経由、県へ出していただくことになります。これからの農林漁業経営は、みなこういう計画の上に立ったものであるべきだという考え方なのです。

この制度がどういうものを対象にするかのあらましは次のとおりです。

一、農業構造改善事業推進資金

昭和三十七年度から農業構造改善事業というものが実施されていることは、すでにご承知と思いますが、この事業では、これまでになかったような多額の資金が一度に使われ、そのための補助金額も多いのですが、借入金に頼る部分も相当あります。

この借入金の大部分を農林金庫から構造改善事業を実施する地区に貸し出すことにしたのがこの資金です。この資金は、町村長が作成した「農業構造改善事業実施計画」に基づいて行なうものを対象とし補助金を受けて行なう事業の補助金以外の部分にあてるための資金と、借入金だけによる部分にあてるための ものとに 分けられますが、いわゆる「融資単独事業」といわれるものの資金は年利三分五厘という特に低い金利になっています。

二、果樹園経営改善資金

「果樹園経営計画」をたてて県の認定を受けた人が借りられる資金で、苗木の植栽、樹園地の整備の費用等のほか、成木になるまでの期間が長い果樹には、その間の肥料代、薬剤代なども引き続き借りられるようになっています。

三、畜産経営拡大資金

「畜産経営構造改善計画」をたてて県の認定を受けた人が借りられる資金で、ある程度の多頭飼育にする計画であり、自給飼料も相当とれる人であることが条件なのですが、牛の購入代をはじめ、畜舎、サイロ、ミルカー等必要な施設のうち、二つ以上を組み合わせて施設する場合に借りられます。

四、農地、未墾地取得資金

これまでも、自作農維持創設資金の一部として、農地を購入するための資金を貸す制度はあったのですが、その条件をもう少し有利にするとともに、農地にしたり、採草地にしたりするための資金を借りられるようにしたのが、この資金です。

五、林業経営改善資金

造林のための土地を購入する資金と、山林を管理するのに必要な資金とを貸すもので、これまでにあった制度の条件をより有利に改めたものです。

その他、沿岸漁業構造改善事業推進資金や沿岸漁船整備及び沿岸漁業協業化促進資金についても非常に低利で貸し出すことになっておりますが、これ等については省略いたします。

最後に、いくら安い金利の金があっても担保がないから借りられないという人があるかもしれませんので、農業については、農業近代化資金では、信用保証協会の保証という方法を作りましたし、この制度では、農林公庫がこれまでにより農地の担保としての評価をもっと高くするようにしています。

こども郵便局表彰さる

昭和38年度優良「こども銀行」の表彰式がさる10月17日「貯蓄の日」に茨城新聞社講堂で、北浦中学校こども郵便局が、茨城県知事並びに茨城県貯蓄推進委員会長より表彰を受けた。

歳末たすけ合い運動にご協力を

例年実施されております、歳末たすけ合い運動については、奉仕者のご努力と地域皆様がたの血の通った温かい心の結集によって、日頃恵まれない人々を慰め励まし明るい年越しが出来るのであります。こうした御協力により受配者の方々と共に厚く感謝致しているところであります。本年も歳末にあたり、この運動を実施することになりましたので、何分のご協力をお願い致します。

記

一、実施期間　十二月一日より十二月二十日まで

一、主　催　北浦村、北浦村社会福祉協議会

農地転用の手続きが簡素化されました

農地を宅地や工業用地等に転用する場合に、町村の農業委員会の事務処理、その他の事情により、申請書の進達が必要以上に遅れることによって、申請者に不利益を与えることを防止するため、このほど、これが簡素化についての農地法施行規則の一部改正が本決まりとなりました。

これによりますと、農業委員会はまず農地転用の申請を受理した日の翌日から起算して四十日以内にこの転用を許可すべきかどうかについて判断を下すことになっていますが、かりにこの許可について農業委員会の中で意見がわかれた場合でも、四十日を経過したら、参考意見をつけて、これを県知事に提出することになっています。

また、農業委員会が欠員その他の理由で、会議を開けない場合や申請書を受け付けてから四十日を経過しても、農業委員会が知事に、これを提出しない場合、その他相当の事由のある場合には、申請は農業委員会を経由しないで、直接知事に提出できる手続きが新しく開かれました。

これらは、転用を審議する農業委員会が現在、だいたい月に一回程度開かれていることから、申請があった場合、委員会は必ず一回目の審査で結論を出すことにするために改められたものですが、これによって、農地転用の審査は、これまでのように、いつ結論が出るのかわからないといったことがなくなるものとみられています。

なお、この改正は、昭和三十八年十一月一日から施行されることになっていますが、詳しいことは農業委員会におたずねするとともに申請は早目にするよう望んでいます。

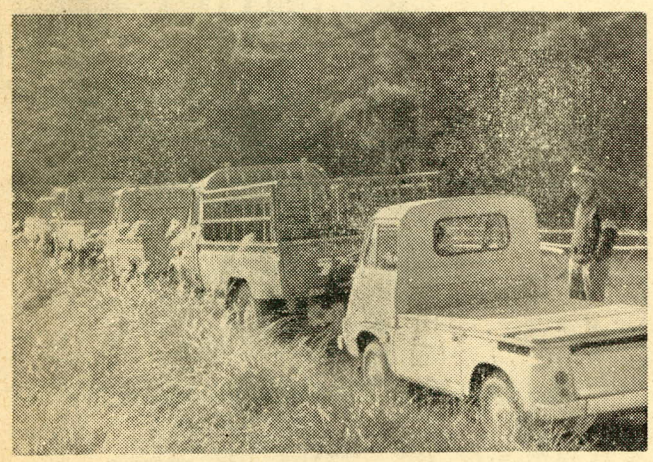

交通安全週間に自動車で村内をパレード

黄萎病の防除の効果

本和四月から五月にかけて実施した、ツマグロヨコバイの空中並びに地上防除による経済的効果については、農家個々におけるその収量によりご承知のことと存じますので、技術的効果について、お知らせいたします。

まず誘蛾灯におけるツマグロヨコバイの誘殺状況は、昭和三十七年中の一二一、二六二匹に対し、防除後における昭和三十八年中は、五、八八九匹と激減している。

次に再生稲（ひこばえ）における平均発病株率は下表のとおりで昭和三十七年の三一％に対し、本年は一％と急激に減少いたしました。

	三十七年	三十八年
鹿島町	二九・一％	二・〇％
大野村	三五・三	三・〇
北浦村	二〇・四	一・〇
行方郡平均	三〇・二	一・〇

以上媒介虫においても、発病稲においても予想外の防除効果が認められたが、これを完全に撲滅するには、引続き計画的な一斉防除が必要であります。

就職のことはまず公共職業安定所へ

御相談下さい

本県は客年労働力需要県に指定され、また県内各地には新時代の息吹きがひろがり、まことに喜ばしい限りでありますが、新規学卒求職者の半数が県外就職を望む状況にありまして、県内産業の発展にとって多大の障害になりますと思われますので、県内産業を育成する意味から進路、就職を誤らざるよう、茨城県商工労働部長並びに同教育長より、左記の通りのお願いがありましたについては、就職者（学卒生徒）のある家庭の皆様には充分研究を重ね職業の選定に万全の策が講ぜられますよう、ご協力方お願い申し上げます。

「父兄や県民の皆さんへお願い」

巣立つ生徒に明るい職場を

明春学校を卒業する人々の就職準備がはじめられています。県下の十五の公共職業安定所では就職希望者の一人一人と職業相談を行ない、その人の希望や能力にふさわし職場で、しかも労働条件がはっきりした会社、工場、商店、その他へ就職させるため日夜努力しております。

縁故就職は危険が多い

就職は、その人の一生を支配する大切な問題です。よい職場を選ぶことは むずかしい ことです。目先の利害、見栄、義理などだけの就職は、とかく社会への第一歩を間違い、とりかえしのつかないことになります。

最近求人難のため、公共職業安定所を通さず、直接学校や家庭を訪問して就職を誘う例がみうけられます。

これらの縁故や直接募集の求人は、条件があいまいで、その場かぎりの甘い言葉で誘い、あとあとまで問題を残す場合が多いものです。

法律（職業安定法）では、労働大臣の許可のない直接募集を禁止しており、雇い主も、雇い主から頼まれて募集する人も罰せられます。（北浦村教委会）

今月の納税

固定資産税第四期の納入日です各公民館へ出張徴収は十二月二十四日(火)二十五日(水)で午前八時三十分より午後四時まで、よろしくご協力下さい。

昭和三十九年度 県立高校入試の実施要項きまる

学力検査は三月中旬までに

県教育委員会では、昭和三十九年度の県立高校入学者選抜および学力検査の実施要項を八月二十六日の教育委員会議できめた。概要は次のとおり。

▽入学志願校と課程

一校一課程（全日制の課程若しくは別科）に限る。ただし入学願書の提出期限後、別に定める期間内において一回に限り入学志願校または課程を変更できる。

▽学力検査の期日と内容

検査は昭和三十九年三月中旬までに二日間にわたって県下一せいに中学校における必修教科の全部および選択教科について中学校卒業程度によって行なう。選択教科は英語、農業、工業、商業、水産及び家庭のうち志願者が履習した一教科とする。

▽入学者の選抜

心身の状態からみて修学にたえないと認められる者を除いては、募集人員のゆるす限り入学を許可するものとし、選抜は出身中学校長から提出される調査書と学力検査の結果によって行なう。

選抜のための面接及び身体検査は行なわない。ただし、色神等について検査を必要とする科を志願する者に限り、その検査を行なうことができる。

住民の声

住民の声欄にみなさんの投稿を求めております。

村の行政をよく知り理解を深めると共に、住民の与論も充分行政面に反映せねばなりません。この広報は両者を結ぶ役割をもっております。どしどし意見を投稿されるようお願いします。

◆投稿のしかた◆

○村政に対する建設的な意見

○投稿用紙は自由、五百字以内

○宛先　北浦役場企画室へ

○匿名希望の方は、その旨書きそえて下さい。

青色申告会について

一、青色申告会結成の必要性

現在の所得税は、ご承知のように、納税者が自ら自分の税金を計算して税務署に申告し、自発的に納税をする、民主的にして合理的な制度であります。

この申告納税制度は、昭和二十二年のシャウプ勧告による税制改正によって採用され、今日に至ったのでありますが、当初のころはこの新しい制度に納税者も税務当局も共になじみにくく、加えて戦後の経済混乱期の事情も手伝い、その成績も芳ばしいものではありませんでした。

すなわち過少申告ー更正ー異議申立てという悪循環の繰り返えしで、税務行政にとっては、最も混乱した時期でありました。その時期に申告納税制度に対して、昭和二十五年新風を巻きおこしたのが「青色申告」であります。

この青色申告制度の創設によって、従来ともすれば記帳に対しての関心のうすかった納税者の皆様の間に、誠実な記帳の重要性への認識が高まり、また一方企業経営への熱意が芽生えたことに対しては、納税者の皆様とともに喜ばしいことであります。

申告納税制度および青色申告制度も皆様のご協力を得て、申告納税制度にあっては十六才、青色申告制度にあっては十三才と順調に成長してまいりました。

人生に たとえれば 少年期であり、将来に大きな影響を与える最も大切な転換期であります。

今後これらの制度が大地にしっかり根をおろし、すくすく伸びるよう、ご協力を願う次第であります。

さて、納税者の皆様の大半は既に青色申告者となり、真面目に記帳し、正直に申告しておられるわけでありますが、年々の調査の結果によれば、まだまだ非違事項が多く、ために更正決定をうける方がしばしばみられます。

これは自分では正直にやっている積りであっても、難解な税法を解読することが不可能なためと、税務計算の取扱いをご承知ないことによるものであるかと思います。

そこで皆様が独自で税法等の勉強に努め、立派な申告をしたいと考えられても、年々改正される所得税法、その他税法等取扱いが難解で、それも出来ず、さりとて所得が少なくて税理士にも依頼することも出来ず、いつまでも自分の意に反した誤った申告納税をすることになってきます。

そこで、この様な問題点についても気軽に相談が出来、税法および会計知識を身につけることが、できるところが必要になります。その要求に応じるもの、それは、皆様のグループでつくられる青色申告会 そのもの ズバリであります。

二、会員となったときの利点

①大会や協議会に出席して自分の意見を中央に要望できる。

②機関紙の頒布が受けられる。

③新しい総べての税務行政面の情報が得られる。

④研修会や講習会等の行事に参加できる。

⑤税務、経理、経営についての指導を受けられる。

⑥安い会費で記帳請負が受けられる。